## 様式 1

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処分の名称		ホテル等の建築に対する同意							
根拠条例·規則等名			さいたま市ホテル等建築適正化条例						
条項			第5条、	第6条	Ž.				
所	管 部	課	建設局	建築部	<b>B</b>	建築総務課	(電話:	048-	829-1538)
審査基準	基 (未設定 合はその 由)					等建築適正化		•	第2条
	設定等年	月日	平成1	3年5	月 1	日設定	年	月	日最終改正
標準処理期間	準 (未設定の場 合はその理 由)		未設定 (申請を受理してからの審議会の開催となり、開催まで に要する時間が不確定なため)						
間	設定等年	月日		年	月	日設定	年	月	日最終改正
	備考						·		